

保護司は法務大臣が委嘱するボランティアです
犯罪や非行を犯した人たちの立ち直りを支えます
保護観察処分となった人が、再び地域の中で仕事をしたり
学校へ通ったりして、社会の一員として生きてゆく手助けを
します
このような人たちと定期的に面接し、話し合うことで
生活状況を確認し、必要な助言をすることが基本的な
役割です
また、杉並区に住む保護司で組織される「杉並区保護司会」
の一員として犯罪予防活動を行うことにより、安心して
住みやすい地域づくりに貢献しています

保護司になるには特別な資格は必要ありませんが
一定の要件はあります。例えば委嘱時点の年齢が
66歳以下であることなどです
人が好きで、お世話が好きで、ハッピーになってもらう
ことを何より願っている方をご存じありませんか
もちろんあなた自身でも大歓迎です
心当たりがあれば気軽にお問合せください
更に詳しい内容をお知らせします
平日の昼間、下記の連絡先に保護司が駐在しています

杉並区更生保護サポートセンター

〒166-0015 杉並区成田東 5-41-7

杉並区職員会館 202

03-5930-9098

杉並区保護司会のホームページもご覧ください

<https://suginamikuhogoshikai.jimdofree.com>

みなさまの周りの

保護司にふさわしい方を

ご紹介ください

杉並区保護司会

